

平成25年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	1 3
福祉生活病院常任委員会.....	1 7
農林水産商工常任委員会.....	2 1
地域振興県土警察常任委員会.....	2 5

請 願 一 覧 表

総務教育常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 25年ー 13 (25. 6. 6)	未 来 づ く 推 進	MV-22オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を 求める意見書の提出について	憲法9条世界へ未来へとっとり連絡会	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
25 年－ 13 (25. 6. 6)	未 来 づ く 推 進	MV－22オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について ▶請願趣旨 昨年米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV－22オスプレイ」が沖縄普天間基地へ配備されて以降、沖縄県をはじめ各地で住民の不安と怒りが広がっている。そのような中本年3月在日米軍は日本国内で当初九州のイエロールートで低空飛行訓練を通告していたが、急遽四国・紀伊半島のオレンジルートに変更して低空飛行訓練を実施した。今回、米軍が示した「環境レビュー」では中国山地を飛行するブラウンルートは外されていたが、在沖縄海兵隊司令部は「ブラウンルートは在日米軍が使用する低空飛行訓練ルートの一つである」とオスプレイが鳥取県を含む中国山地を低空飛行訓練する可能性を明らかにした。 なお、低空飛行訓練は敵のレーダーをかいくぐって地上施設を破壊するなど対地訓練を行うための訓練で米軍機は山間を低空で飛行したり、ダムや公共施設を目標にして急接近したりするなど危険極まりない訓練で、過去に鳥取県でも米軍機が墜落事故を起こすなど各地で事故が発生している。もともと日本の航空法に基づけば違法な低空飛行訓練は「航空法米軍特例法」で日本の航空法の適用を免れ、1999年の日米合同委員会における合意は①人口密集地や学校、病院など妥当な考慮を払う。②国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いる。③住民に与える影響を最小限にする。としていたが、現実に行われている低空飛行訓練と被害の実態から一度も守られたためしは無く、オスプレイは岩国搬入沖縄配備直後から市街地での変換モードでの飛行も行われている。 さらに、アメリカでも「空飛ぶ棺桶」や「未亡人製造機」と揶揄されるオスプレイは各地で墜落事故を起こし、アメリカ政府はその事故原因を「パイロットの人為的ミス」と結論づけ、	憲法9条世界へ未来へとっとり連絡会 (紹介議員) 長谷川 稔	

総務教育常任委員会・請願

総務教育常任委員会・請願

		日本政府もその結論を追認しているが、そもそも些細な操縦ミスで重大事故を起こす事自体がオスプレイの構造的な欠陥や不備を物語るものである。2006年から2011年の5年間で58件の事故記録に対して、アメリカ議会の公聴会では国防省の専門家が構造的な危険性を訴え、とりわけオートローテーション機能がないことに警鐘を鳴らしている。この様なことからオスプレイはいつ落ちてもおかしくない「空中の火薬庫」とさえ言える。 この様に危険な、とりわけオートローテーション機能を持たないオスプレイが日本全国の上空を、そして私たちのふるさと鳥取県の上空を低空飛行することなどあってはならない。 ▶請願事項 私たちは沖縄や岩国はもとより日本国民が、そして鳥取県民が安心して暮らせるよう下記事項について、地方自治法第99条の規定により国に対して意見書を提出されるよう請願する。 1 国民の命を危険にさらすオスプレイの配備を中止すること。 2 鳥取県をはじめ日本全国の低空飛行訓練を中止すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 25年ー 7 (25.5.9)	会計管理	印刷物発注に関する契約制度の改善について	鳥取県印刷工業組合	
総 25年ー 12 (25.6.6)	総 務	鳥取県が行った控訴の取下げについて	『鳥取県児童手当差押え訴訟』原告を支援する会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 25年ー 6 (25. 4. 11)	福祉保健	受動喫煙防止条例の早期制定について	鳥取県中部医師会 外	
福 25年ー 10 (25. 5. 28)	福祉保健	子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書の提出について	鳥取の保育を考える会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 25年－ 8 (25. 5. 16)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について	鳥取県労働組合総連合	
農 25年－ 11 (25. 5. 30)	商工労働	平成25年度地域別最低賃金改正等に関する意見書の提出について	日本労働組合総連合会鳥取県連合会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 25年ー 9 (25. 5.24)	文化観光	パンフレット等に掲載の「日本海」と「日韓」の表記 について	鳥取市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 7 (25. 5. 9)	会計管理	印刷物発注に関する契約制度の改善について ▶陳情理由 鳥取県下の中小印刷業を取り巻く経営環境は、大幅な需要の減少に加えて、破壊的ともいえるダンピング競争・電子化等により、企業の存立が危ぶまれている。 こうした中、私共中小印刷業は、常に業態変革に取り組み、経営の維持と雇用確保に努めているところである。 お陰をもって、本県においては、全国に先駆けて、平成 22 年 1 月から予定価格 20 万円以上の印刷物の「最低制限価格制度」を導入されたことを、有難く厚く御礼申し上げます。 このような情勢にもかかわらず、依然として採算を度外視した安値受注競争が激しく、自社の印刷能力を上回る過剰受注も見受けられ、この場合県外業者への丸投げの恐れもある。こうした状況が放置されるなら、官公需に対する応札拒否にもなりかねず、引いては印刷業界の倒産・廃業が増大する状況である。 ついては、地場産業としての県内中小印刷業の存続、雇用の確保・拡大と、地域社会の健全なる振興のため、適正価格による入札及び自社の能力に応じた適正受注のため、契約制度の改善について、次の事項を陳情する。 ▶陳情事項 1. 一括下請け（丸投げ）禁止の徹底 県関係の印刷物発注にあたっては、注意書きに「自社の所有する設備で印刷すること。」と規定されているにもかかわらず、県外印刷業者に丸投げする恐れがあるので、一括下請け禁止の徹底を図るため、発注時の注意書きに「印刷時に立会いすることができる。」並びに「印刷機器の制限ができる。」等の規定を盛り込んでいただきたい。	鳥取県印刷工業組合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		2. 「予定価格」の適正化並びに「積算内訳書」添付の義務化 地場産業である中小印刷業者の健全な育成のため、採算を 度外視した低価格での入札を防止するために、より一層「予 定価格」の適正化を図っていただきたい。 また、入札時に「積算内訳書」の添付を義務化していただ きたい。	
25 年－ 12 (25. 6. 6)	総 務	鳥取県が行った控訴の取下げについて ▶陳情理由 1 裁判所で、鳥取県が不合理・不誠実な弁解に終始している ことを知っていただきたい。 訴訟費用は県費であり、これ以上貴重な税金を使って、控 訴人（被告）鳥取県に、常識や証拠に反する不合理・不誠実 な弁解を続けさせることは不適當である。 (1) 鳥取県が、法律上差押えが禁止されている児童手当を狙い 撃ちにしたことは明白である。 ①鳥取県は、児童手当が振り込まれた僅か9分後に差押えを 行っている。 ②児童手当が6月11日に支給されることは法律で決まっ ている。 ③鳥取県は、原告側の迫及により、本件差押えの約1年前に 預金調査を行い、6月11日に本件口座に児童手当が入金 されることを把握していることが明らかになった。 ④裁判所の調査によって、鳥取県は差押え当日も預金調査を し、本件口座の預金のうち99.99%が児童手当であることを 把握していたことが明らかになった。 (2) 鳥取県の不合理・不誠実な主張 鳥取県は、一貫して、児童手当が振り込まれる口座だとは 知らなかった、児童手当が振り込まれた僅か9分後に差押え を行ったのは偶然であるとの極めて不合理・不誠実な弁解に 終始している。 (3) 鳥取地方裁判所の判決 平成25年3月29日、鳥取地方裁判所（和久田斉裁判長）	『鳥取県児童手当差押え訴訟』原告を支 援する会 外4, 811名 232団体

総務教育常任委員会・陳情

		は、『平成 21 年（行ウ）第 3 号 滞納処分取消等請求事件』（『児童手当差押え事件』という）の判決において、 ①被告の主張を裏付ける的確な証拠もない。 ②曖昧な証言に終始しており、供述態度も芳しくない。 ③あえて児童手当の振込み時期に合わせて差押えを実施した。 ④県税局職員が本件差押え処分を執行した際には、本件取引履歴を確認して、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当を原資とするものであることを現実に認識した。 ⑤本件差押処分を取り消さなければ、児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当の趣旨（児童手当法第 1 条参照）に反する事態を解消できず、正義に反するものと言わざるを得ないから、本件差押処分は権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない。 ⑥原告は、本件差押処分によって、子を持つ父親として多大な精神的苦痛を被ったと認めるに難くない。 と認定し、鳥取県に対し差押えた金員（児童手当を含む）の返還と慰謝料等の支払いを命じた。 (4) 不当控訴 ところが、鳥取県は 4 月 12 日、広島高等裁判所松江支部に「控訴」した。 現在に至っても、不合理・不誠実な弁解を続けようとしている。 (5) 県議会におかれては、調査のうえ、鳥取県が裁判において、極めて不合理・不誠実な弁解に終始している実態を把握していただきたい。 県議会の実態把握のため、県議会より原告・弁護団に対し「参考人招致」等があれば、積極的に応ずる意向である。 2 控訴取下げの意見を上げていただきたい。 具体的個別的争点は「判決」が断じた通りであるが、私たちは下記理由からも「控訴」に反対する。	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

		①児童手当は子どものために使うものである。 ②差し押さえられた預金の 99.99 %は児童手当であり、これを子どもために使用させなくすることは、「子育て王国とつとり」の政策に反する。 3 この裁判は、マスコミ等でも大きく報道され、全国的にも注目を集めている。県議会議員各位におかれては、執行部をチェックすべき立場から是非とも重大な関心を持っていただき、議論していただくようお願い申し上げます。 ▶陳情事項 1 鳥取県は、平成 25 年 3 月 29 日鳥取地方裁判所判決（和久田斉裁判長、平成 21 年（行ウ）第 3 号『滞納処分取消等請求事件』）裁判において、また、判決言い渡し後の現在に至っても、極めて不合理・不誠実な弁解に終始している。県議会は、調査を行ったうえで、この実態を把握していただきたい。 2 鳥取県は、同上判決を真摯に受け止め、「控訴」を取下げよう、議会として意見を上げていただきたい。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 6 (25. 4.11)	福祉保健	受動喫煙防止条例の早期制定について ▶理由 今日、喫煙がもたらす健康被害は医・科学的にも立証されており、平成 20 年 3 月 4 日に公表された日本学術会議の「脱タバコ社会の実現に向けて」の中でも、「受動喫煙も科学的根拠を持って健康障害を引き起こすことが示されて論争に終止符が打たれたといえる」「受動喫煙が健康障害を引き起こすことが科学的に明らかにされていることにより、職場・公共の場所での喫煙禁止をさらに拡大・徹底する。現在では努力義務規定でしかない健康増進法第 25 条を改正して、屋内全面禁煙を明示し、罰則を設けて実効性のあるものにすべきである」と謳われている。 しかし、わが国では現状において喫煙被害に関する有効な施策が実行されているとはいいがたく、ましてや毎年 6,800 人が亡くなっているとも言われている受動喫煙対策は遅々として進んでいないのが現状であり、先進国の中では対策の遅れているきわめて特異な国となっている。 現在、受動喫煙防止対策として、建物内を禁煙とする施設が増えているが、屋外の喫煙場所として建物の出入り口近くに灰皿等を設置している状況が見受けられる。このような場合には、人の出入りあるいは風向きによりタバコ煙が屋内に入ることとなり、受動喫煙防止にならない事態がおこる。 屋外喫煙場所と出入り口との位置関係について、日本禁煙学会が出した「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言（平成 18 年 3 月 25 日）」によると、「タバコ煙の到達範囲は直径 14 メートルの円周内」とあるので、7 メートル離すことになる。また、ハワイ州の法律では 20 フィート（約 6 メートル）以内は禁煙とされている。一方、兵庫県受動喫煙防止対策指針（平成 16 年 3 月）では 20 メートル離すようにと	鳥取県中部医師会 外 4 名	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		なっている。 これらのことから官公庁施設、公民館などの集会場、病院、体育館、図書館などの多数のものが利用する施設では、敷地内禁煙とするか、もしくは施設内禁煙に加え「施設外に喫煙場所を設置する場合には、施設の出入り口から 10 メートル以上離すこと」となるよう、受動喫煙防止条例を制定されることを要望する。 禁煙施策は最優先の課題であり、県民の健康を守る立場からも、ぜひともご理解、ご協力をよろしくお願いします。 ▶陳情事項 官公庁施設、公民館などの集会場、病院、体育館、図書館などの多数のものが利用する施設では、敷地内禁煙とするか、もしくは施設内禁煙に加え「施設外に喫煙場所を設置する場合には、施設の出入り口から 10 メートル以上離すこと」となるよう、受動喫煙防止条例を制定すること。		
25 年－ 10 (25. 5.28)	福祉保健	子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書の提出について ▶理由 2012 年 8 月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が成立した。国は 2015 年 4 月からの本格施行に向けて「子ども・子育て会議」を設置し、詳細内容の論議を始めた。 この新しい制度については、「認定」の時間区分、給付資格、多様な施設や事業に対する基準、公定価格（保育単価）など、肝心な論議はこれから協議・決定されるという制度設計自体が不十分な上に、新制度について当事者である保護者や保育関係者にはほとんど知らされておらず、自治体関係者からも不安や疑問の声が多く出されている。 国は時間が無いからと「会議」の検討結果を一方的に、事業の実施主体である自治体に押し付けるような進め方は認められるものではない。今多くの国民が求めているのは、全体像が明らかにされていない新制度の拙速な導入ではなく、幼い子ども	鳥取の保育を考える会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		の命にかかわる制度の変更については、子どもの権利保障の観点から十分に配慮した上で検討を進めることである。 これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任による「保育所」で、「子どもの生活に最低必要な施設・設備・人的配置の基準」を設け、そのために必要な施設運営に対する「公費による財政保障」を柱にして、「保育に欠ける」子どもをつくらないことをめざして実施されてきた。 今回、法改定論議の中で、「児童福祉法第24条第1項」で「保育所」における「市町村の保育実施責任」が明記されたことは重要な意味があり、評価できるが、第2項では、市町村が責任を持たない様々に基準が異なる「直接契約方式」の施設等ができ、政府はこれによって大都市部の「待機児童問題」や過疎地における保育の課題解決を図るとしている。 しかしそれを理由に、保育環境に最低限必要な基準をさらに緩和しようとする動きがあるが、保育所以外の施設・事業においても、保育所と同様に格差のない基準と市町村責任の保障が不可欠である。 ついては、今後の「子ども・子育て会議」等の中で、子どもの権利保障を最重要課題においた十分な検討と、国の財政措置が図られるよう、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。 ▶陳情趣旨 国に対して「子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書」を提出すること。		
--	--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 8 (25. 5.16)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について ▶陳情の趣旨 デフレ不況からの脱却、景気・雇用対策は、国民が政府に求める最優先の課題である。政府は 10 兆円の補正予算案と 92.6 兆円の 2013 年度予算案を編成しているが、労働者の賃金引上げ・家計の改善と中小企業の経営安定に資する事業でなければ、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興は進まない。円安・株高の傾向から、景気見通しの明るさが報道されるようになっているが、労働者の雇用と賃金は改善されていない。今や労働者の 36 %は非正規雇用で働き、4 人に 1 人は年収 200 万円未満である。彼（女）らは、様々な職場で働き、利益を生み出して企業に貢献しながらも、自らは低賃金ゆえに、家族の支援がなければ生活困窮に陥る実態にある。まともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難である。やむなく生活保護を申請する人も増えている。 今の最低賃金は、最も高い東京でも時給 850 円、本鳥取県では 653 円である。賃金の底支えどころか、賃金抑制の役割を果たしている。低すぎる最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからである。中小企業支援策を拡充しつつ、最低賃金を引き上げれば、財・サービスに対する需要が増え、中小企業の仕事も、雇用も拡大する。 経済グローバル化でアジアとの競争が激化した以上、賃金の抑制もやむを得ないとの議論もあるが、同じグローバル経済下にある先進国は、多くが最低賃金を 1,000 円以上とし、平均賃金を毎年引き上げて内需を守っている。アジア諸国も、最近では最低賃金を 15 ～ 40 % も大幅に引き上げたり、制度の新設を進	鳥取県労働組合総連合	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		めており、低賃金を放置して企業競争力をつけようとしている国はない。むしろ、スキルを身につけにくい低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせるとみなされている。 公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価が通用する社会にすることが大切である。 憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしている。 ▶陳情事項 低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。 1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。 2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 政府は、中小企業への経営支援策を拡充すること。景気動向をふまえ、金融円滑化法の打ち切りを止めて再延長すること。 4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法の改正と、公共事業における適正な単価と報酬を確保するための法の制定を行うこと。 5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。	
--	--	---	--

農林水産商工常任委員会・陳情

25 年－ 11 (25. 5.30)	商工労働	平成 2 5 年度地域別最低賃金改正等に関する意見書の提出について ▶理由 労働基準法第 2 条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。 こうした中、政府においては 2008 年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において中長期的な最低賃金の引き上げに向けた基本方向について合意し、2010 年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との目標が決定された。 昨年は関係者のご努力により 7 円の引き上げとなったが、依然として鳥取県の地域別最低賃金は全国からみれば下位から二番目の水準となっている。 賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、有効なセーフティネットとして十分に機能しているとはいえない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、その水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。 ▶陳情事項 本陳情の趣旨を踏まえ、下記事項について国に対し、意見書を提出されるようお願いする。 1. 国においては、地方労働局に対し、未組織労働者やパートタイム労働者にも十分配慮した地域別最低賃金の適正な審議の確保とその審議結果に基づいた地域別最低賃金の周知徹底を図るよう指導すること。 2. 地域別最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実を図り安定した経営を可能とする対策を講ずること。	日本労働組合総連合会鳥取県連合会	
--------------------------------	-------------	--	-------------------------	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 9 (25. 5.24)	文化観光	パンフレット等に掲載の「日本海」と「日韓」の表記について ▶陳情の理由 4 月 26 日、安倍内閣政府は閣僚会議（総合海洋政策本部会議）を開き、尖閣諸島周辺での中国側の領海侵入等に対する警戒監視態勢の強化、成長戦略の一環としての海洋資源開発を促進するなどのあらたな「海洋基本計画」を決定した。 とりわけこの中で、注目すべきところとして、本計画書の第 2 部第 11 項 2 号の 10 番目に掲げられた日本海の表記に関する一文が、あらたに追加されたことである。 その追記された文章とは「日本海の名称をめぐる問題に関し、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会及び国民に正しい理解を広げるべく努める」というものである。 このことから、海洋基本計画の原案に、わざわざ日本海表記の文章を追記し挿入することをもって、日本海呼称問題の解決に向けての強い決意と決心を、安倍内閣は意志表明したものであると受け止められるものである。 また、かねてから外務省でも、国連会議や国際水路機関総会などで、「日本海は、日本海に対する国際的に確立した唯一の呼称である」と、首尾一貫継続して見解を表明し、世界各国に日本国への支持を強く求め続けている。 このような日本国政府の国際的な主張と見解を理解した上で、日本国内の団体、とりわけ鳥取県とその関係諸団体は、日本海を呼称表記するにあたっては、自ら率先して「日本海」と呼ぶとともに、広く県民や市町村民に対して、日本海を「日本海」として単一表記とするよう、模範となるべき立場にあるものとする。 ところが、不思議なことに、鳥取県や県関係諸団体が発行する観光用パンフレットやリーフレットなどの一部に、日本海の	個人 (鳥取市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		ことを「日本海／東海」として併記、もしくは単独で「東海」表記されていることが判明している。 このようなパンフを発行発刊していることは、日本海表記について、結果として国際的に対外的に、誤ったメッセージを発信していることを意味しているのであり、ぜひとも改善しなくてはならないものと考ええる。 また、二つの国を同時に簡略して言い表す場合は、一般的に自国側の方を優先表記することが常道とされている。ところが、鳥取県と県関係諸団体が発行している一部の観光用パンフレットまたはリーフレットもしくは看板等に日本と韓国について、それとは反対の「韓日」との記載がなされている。これは、きわめて不自然であるので、本来の常道の記載方法に準じて直すべきものと考ええる。 ▶陳情の要旨 1. 鳥取県と県関係諸団体が発行している全ての観光用パンフレットとリーフレット等に掲げられる日本海の表記について総点検を実施して、ハングル文字で「日本海／東海」と併記してある場合は、「日本海」と単独表記に修正するか、または新規に作り直すこと。 2. 鳥取県と県関係諸団体が発行している全ての観光用パンフレットとリーフレット等に掲げられる日本海の表記について総点検を実施して、ハングル文字で「東海」と単独表記してある場合は、「日本海」と単独表記に修正するか、または新規に作り直すこと。 3. 鳥取県と県関係諸団体が発行している全ての観光用パンフレットとリーフレットや看板等に掲げられる日本と韓国の両国を表す文言の「日韓」について、総点検を実施して、「韓日」と掲載されている場合は、「日韓」と修正するか、または新規に作り直すこと。 4. 鳥取県として、県に関係する全ての職員に対して、今後、日本海呼称については、「日本海」と単独で表記かつ呼称する旨の通達または通知文書を出すようにすること。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		5. 鳥取県として、県に関係する全ての職員に対して、今後、簡略して複数の国名を併記する場合においては、日本を優先表記する旨の通達又は通知文書を出すようにすること。		
--	--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

